

相模原市農業委員会第37回会議議事録

開 会 日 時 令和7年3月27日 午後1時42分

閉 会 日 時 令和7年3月27日 午後3時09分

開 催 場 所 産業会館3階 大研修室

出 席 委 員 (○印)

①	青 木 齊	⑧	志 村 佳 男	⑮	八 木 拓 美
②	齋 藤 憲 一	⑨	阿 部 健	⑯	菱 山 喜 章
③	加 藤 正 博	⑩	高 橋 三 行	⑰	藤 村 達 人
4	渋谷 久 夫	⑪	齋 藤 孝 之	18	天 野 明
5	斉 藤 嘉 之	⑫	山 口 幸 男	19	加 藤 通 一
⑥	大 塚 優 子	⑬	大 谷 健 一		
⑦	小 林 康 史	⑭	西 東 邦 雄		

出席委員 15名

欠席委員 4名（4番渋谷久夫委員、5番斉藤嘉之委員、18番天野明委員、
19番加藤通一委員）

傍聴人 0名

事 務 局 前田康行 伊藤和彦 濱端雄高 武信秀直

議事録署名人 議 長

議席11番

議席16番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告
3		農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告
4	議案第 7 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
5	議案第 7 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
6	議案第 7 3 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
7	議案第 7 4 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
8	議案第 7 5 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
9	議案第 7 6 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
1 0	議案第 7 7 号	農用地利用集積計画の決定について
1 1	議案第 7 8 号	相模原市農地利用最適化推進委員の委嘱について
1 2	議案第 7 9 号	令和 8 年度農業税制改正要望事項について
1 3	議案第 8 0 号	相模原市農業委員会規程の一部を改正する規程について
1 4	議案第 8 1 号	相模原市農業委員会事務専決規程の一部を改正する規程について
1 5	議案第 8 2 号	事務局職員の退職について
1 6	議案第 8 3 号	事務局職員の任免について
1 7	報告第 7 6 号	農地所有適格法人の報告について
1 8	報告第 7 7 号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
1 9	報告第 7 8 号	非農地証明書の発行について
2 0	報告第 7 9 号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
2 1	報告第 8 0 号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第37回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は15名で、定足数に達しております。

本日、4番渋谷久夫委員、5番斉藤嘉之委員、18番天野明委員、19番加藤通一委員より欠席の旨通告がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、11番齋藤孝之委員、16番菱山喜章委員を御指名いたします。

本日、傍聴はございませんので、引き続き、進めてまいります。

それでは、これより日程に入ります。

日程 1 会務報告

議長（阿部会長）

日程 1 「会務報告」をいたします。

前田事務局長に報告いたさせます。

事務局（前田事務局長兼次長）

それでは、令和 7 年 2 月 28 日から令和 7 年 3 月 26 日までの主な会務につきまして、報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、まず、1 の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

3 月 19 日、農業会議理事会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、令和 7 年度事業計画、収支予算ほかでございます。

同日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは報告 11 件となっております。

続きまして、市関係です。

2 月 28 日、農業委員会第 36 回総会を行いまして、農業委員 19 名に出席いただいております。内容につきましては、農地法第 3 条の規定による許可申請についてほかでございます。

3 月 10 日、農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会を行いまして、農業委員 10 名、推進委員 7 名が出席しております。また、3 月 11 日、津久井地区部会を行いまして、農業委員 8 名、推進委員 8 名が出席しております。内容につきましては、いずれも令和 6 年度利用状況調査結果に基づく遊休農地の解消等に向けた取組における聞き取り調査の進捗状況についてほかでございます。

3 月 13 日、農地利用最適化推進委員選考委員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長、農業委員 4 名が出席しております。内容につきましては、農地利用最適化推進委員の選考でございます。

3 月 18 日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

私からは以上です。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、御発言がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程２ 農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告

日程３ 農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告

議長（阿部会長）

続きまして、日程２「農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告」及び日程３「農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告」をいたします。事務局に報告をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、３月１０日に開催されました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の結果を報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

議題（５）について、会長専決にて農業委員会として寄附を行ったとの説明があったが、基準を設けたほうがいいのではとの意見がありました。今後の運用については、基準の必要性も含めて検討していくこととしました。

議題（６）について、地区ごとに退任する推進委員及び農業委員から引継事項の報告がありました。

以上で相模原市農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の結果報告を終わります。

引き続きまして、３月１１日に開催されました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果を報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

議題（６）について、地区ごとに退任する推進委員及び農業委員から引継事項の報告がありました。

以上で相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果報告を終わります。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、皆様から何か御発言がありましたら、お願いします。
よろしいですね。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告及び農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告を終わります。

日程４ 議案第７１号 農地法第３条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程４議案第７１号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、１ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第７１号 農地法第３条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号３－１９及び３－１０２１は、農地法第３条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和７年３月２７日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、２ページを御覧ください。

收受番号３－１９は、相模原市中央区に住む譲受人が、中央区に住む譲渡人が所有する農地を経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は１ページと２ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、中央区田名の畑１筆、７２０㎡です。今後の作付は、カブやホウレンソウなどの露地野菜を栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地２４筆、１７,０００㎡は適切に管理されています。農作業常時従事要件１５０日以上については、譲受人が２００日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、收受番号３－１０２１は、緑区大島に住む譲受人が、中央区横山台２丁目に住む譲渡人の農地を親族間で財産整理のため、所有権移転をする申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は４ページを御覧ください。申請地は、小倉の畑１筆、４７㎡です。今後の作付は、ハクサイ、ライ麦を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地３筆、３０３㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件１５０日以上については、譲受人が１５０日、妻が５０日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見がありましたら、お願いします。

収受番号３－１９については、中央区担当、大谷健一委員、お願いします。

１３番（大谷委員）

３月２０日に見に行ってきました。この畑の北側と東側は譲受人の持っている畑ですが、真ん中を取得することによって３つが使えるということで、本当にいい状態になるかと思います。本人も田んぼを一生懸命やっている方で、大変いい話だと思っております。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号３－１０２１については、城山地区担当、齋藤孝之委員、お願いいたします。

１１番（齋藤委員）

３月２０日に落合推進委員と現地に行ってみてまいりました。草もなし、境もしっかりしていましたので、別に問題ないと思います。御審議よろしくをお願いいたします。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第７１号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程４議案第７１号については、原案のとおり決定いたしました。

日程５ 議案第７２号 農地法第３条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程５議案第７２号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により議事参与が制限されますので、１０番高橋三行委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いいたします。

１０番 高橋三行委員 退席

議長（阿部会長）

それでは、日程５議案第７２号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、３ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第７２号 農地法第３条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号３－２０は、農地法第３条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和７年３月２７日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、４ページを御覧ください。

收受番号３－２０は、相模原市中央区に住む譲受人が、中央区に住む譲渡人が所有する農地について、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は５ページと６ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、中央区淵野辺本町２丁目の畑２筆、１,９７８㎡です。今後の作付は、インゲンやトウモロコシなど露地野菜を栽培する予定です。なお、現地においては、現在、譲渡人が設置する農園利用方式の市民農園が運営されており、今後は、譲受人が同様の市民農園を引き続き運営する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地２５筆、１２,５７９㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件１５０日以上については、譲受人が３００日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見がありましたら、お願いします。

收受番号３－２０については、中央区担当、小林康史委員、お願いします。

７番（小林委員）

３月２５日に現地を見てきました。私の管轄と違う場所で、地図を見ながら行ったん

ですけれども、住宅街の中で、本当にあるのかなと思って細い路地へ行ったら、広い畑が広がっていきまして、そばに川もありまして、こういうところでやられているのだと思いました。

今回、3者の共同設置者のうちの1名の申請地について、自身で耕作することが難しいということで譲受人に所有権を移転するものです。現在、ふれあい農園ということで、1区画約30㎡で160区画ぐらいあるそうです。所有権移転して、ふれあい農園を継続したいという譲受人の熱意を感じたところです。所有権移転に関しては問題ないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第72号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程5議案第72号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、10番高橋三行委員には御着席をお願いいたします。

10番 高橋三行委員 着席

日程6 議案第73号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程6 議案第73号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第73号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-13から4-14は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和7年3月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページを御覧ください。

收受番号4-13は、申請人が所有する田名の農地2筆、1,930㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、産業廃棄物処理業者からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、東側及び南側にブロック1段から2段積みを設置し、西側及び東側一部は既設擁壁及び既設ブロックを利用する計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地はふじ第二保育園の西約310mです。

続きまして、收受番号4-14は、申請人が所有する田名の農地1筆、852㎡を資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、建設業者からの要望により、資材置場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、鋼板単管パイプを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地はふじ第二保育園の北西400mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4-13及び4-14については、中央区担当、大谷健一委員、お願いします。

13番（大谷委員）

3月16日に見に行ってきましたが、ちょっと不安を感じたので、その後、3回雨の日を待って見に行きました。この一画は周りが高く、鍋底みたいなところにあります。今回、駐車場に転用する東側はいいんですが、残された西側の畑は、雨のときに見に行ったんですが、水はけが悪いので、お隣の方とうまくやってもらえないかということ

すごく感じております。

以上です。

議長（阿部会長）

4－14はいかがですか。

13番（大谷委員）

特に問題がないと思いますが、事務局から補足説明がありますか。

議長（阿部会長）

それでは、事務局から、さらに説明をさせていただきます。

事務局（武信総括副主幹）

スクリーンを御覧ください。果樹が植わっている畑になっていまして、10ページの案内図で、隣接する今村運送相模原営業所と書いてあるところが、現在は、株式会社FORESTAという建設会社になっていまして、その建設会社が隣接するこちらの農地を資材置場として利用するための要望を受けた転用になっています。こちらにつきましても、土留めについては、鋼板単管パイプ43cmの高さということですので、周りへの影響もないかと思います。よろしくお願いいたします。

議長（阿部会長）

それから、4－13の水はけが悪いというのは事務局から補足説明がありますか。

事務局（武信総括副主幹）

4－13につきましては、もともと南東といいますか、その道路が畑よりも高い位置にある場所にはなるんですが、造成する場所につきましては、砂利を敷いて、ブロック1段から2段積みで農地との隣接部分を土留めすることになっていますので、造成する場所についての雨水については特に心配ないと思います。農地の水はけの悪いところにつきましては、今後、何か改善する余地があるかということ、難しいのかなと思います。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

ここに限ったことではないんですけど、資材置場がどんどんフェンスが高くなって、13メートルにもなって、しかも、それを規制する法律がないというんです。仮設だからやっていいんだということで、地元民が困っているというのがあります。フェンスの話はなかったんですが、4－14の北側が畑なので、やはりフェンスに関しては、農家に支障がない形でやっていただけるといいのではないかなという気がします。

議長（阿部会長）

事務局、補足できますか。

事務局（武信総括副主幹）

申請時に、極力、周りの農地に影響がないように、不必要な高い鋼板は避けるように、随時、指導はしております。

17番（藤村委員）

もう一つ、農振というのは農用地の地域外ですけど、上溝の水道道沿いは農用地が広

がっていませんでしたか。

事務局（伊藤所長）

ここは田名ですけど、地図でいきますと、左下に水道みちとありますが、この辺りからもっと左側、水道みちに沿って左側の奥のほうに農用地がございます。水道みちと交差して北のほうに伸びている道路沿いについても、一部、道路の左側には農用地がありますけれども、今回の申請地側は、農用地は外れているところになっております。

１７番（藤村委員）

しっかり外れていると。

事務局（伊藤所長）

はい。

１７番（藤村委員）

はい、分かりました。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はありますか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第７３号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程６議案第７３号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 7 議案第 7 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 7 議案第 7 4 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、7 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 7 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号 5－1 6 から 5－1 9 及び 5－1 0 6 9 から 5－1 0 7 2 は、相当とする理由があるので、農地法第 5 条第 3 項において準用する同法第 4 条第 3 項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和 7 年 3 月 2 7 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8 ページから 1 0 ページを御覧ください。

收受番号 5－1 6 は、譲受人が、譲渡人が所有する下溝の農地 1 筆、2,885 m²の所有権移転を受け、貸駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は 1 2 ページを御覧ください。農地区分は第 3 種農地です。申請理由といたしましては、不動産賃貸業を営んでおり、近隣の運送会社からの要望により、新たに貸駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、周囲にブロック 2 段から 3 段積み及び鋼板単管パイプを設置し、雨水については、採石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原ギオンスタジアムの南約 280 m です。

続きまして、收受番号 5－1 7 は、譲受人の合同会社神奈川商會が、譲渡人が所有する新磯野の農地 2 筆、738 m²の所有権移転を受け、車両置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は 1 4 ページを御覧ください。農地区分は第 3 種農地です。申請理由といたしましては、現在、中古車販売業を営んでおり、一時的に使用中の車両置場が事業規模拡大により手狭となったため、新規に車両置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、ブロック 1 段から 2 段積み及びフェンスを設置し、東側は既設ブロックを利用する計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原市立若草小学校の南西約 300 m です。

続きまして、收受番号 5－1 8 は、譲受人の有限会社根津ハウジングが、譲渡人が所有する麻溝台の農地 1 筆、961 m²の所有権移転を受け、貸駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は 1 6 ページを御覧ください。農地区分は第 2 種農地です。申請理由といたしましては、不動産業を営んでおり、近隣の運送会社からの要望により、新たに貸駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、安全鋼板を設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透と

する計画です。申請地は小松会病院の北西約430mです。

続きまして、収受番号5-19は、譲受人の学校法人北里研究所が、譲渡人が所有する麻溝台の農地1筆、482㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は18ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、学校法人を運営しており、新校舎建設により教職員駐車場が不足することから、新たに駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、ブロック1段から3段積み及びフェンスを設置し、雨水については、雨水浸透側溝による敷地内浸透とする計画です。申請地は北里大学病院の西約270mです。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、収受番号5-1069は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区寸沢嵐の農地1筆、496㎡に使用貸借権の設定を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は20ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は現在、賃貸住宅に住んでおり、手狭なため、新たに自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存のRC擁壁を使用するとともに、新たに土留め鋼板高さ40cmを設置し、雨水については、砂利敷き及び雨水浸透ますで敷地内浸透とし、汚水については、合併浄化槽で処理する計画です。申請地は市立内郷小学校の南西約840mです。

続きまして、収受番号5-1070は、譲受人の株式会社戸田ゴルフクラブが、譲渡人が所有する緑区長竹の農地1筆、696㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は22ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、事業拡大に伴い、新たに従業員用駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存波板土留め高さ30cmを使用するとともに、新たにコンクリート擁壁高さ1.2m及び木柵高さ40cmを設置し、雨水については、転圧により敷地内浸透とする計画です。申請地は市立串川中学校の南東約530mです。

続きまして、収受番号5-1071は、譲受人の特定非営利活動法人ふれあい自然塾が、譲渡人の所有する緑区与瀬の農地1筆、1,912㎡のうち901㎡に賃借権の設定を受け、店舗として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は24ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、譲受人は雇用支援やまちづくり支援事業を行っており、今年からは、いかなる立地条件においても人が集まるにぎわいのあるまちづくりを行える起業家を育成する事業を始めるため、数ある方法の中から店舗を建築し、活動拠点として事業を行うものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリートブロック1段から4段を使用するとともに、北側に新たにコ

ンクリートブロック 1 段及び西側に矢板土留め高さ 4 0 cm を、安全対策として、駐車場部分に単管パイプを設置し、雨水については、砂利敷き及び雨水浸透ますで敷地内浸透とし、汚水については、公共下水道に接続する計画です。申請地は緑区相模湖まちづくりセンターの南西約 1 0 0 m です。

続きまして、収受番号 5－1 0 7 2 は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区日連の農地 1 筆、1 6 7 m² の所有権移転を受け、敷地拡張として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は 2 6 ページを御覧ください。農地区分は第 3 種農地です。申請理由としましては、譲受人は隣接する土地に居住していますが、敷地が手狭なため、敷地を拡張するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリートブロック 2 段を使用するとともに、新たに矢板土留め高さ 2 5 cm を設置し、雨水については、敷地内浸透とする計画です。申請地は市立藤野小学校の南東約 2 5 0 m です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号 5－1 6、5－1 8 及び 5－1 9 については、南区担当、志村佳男委員、お願いします。

8 番（志村委員）

5－1 6、5－1 8、5－1 9、続けて御説明いたします。

3 月 1 7 日に現地調査へ行ってきました。5－1 6 はギオンスタジアムの南側で、以前、農業法人の方がきれいに耕作しておりました。この地図を見ますと、周りもきれいに耕作してあるので、周りに被害が出ないように、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、5－1 8 は麻溝台ですけれども、両脇が資材置場で、赤土で残土が盛土してありまして、特に問題はないのかなと思います。

続きまして、5－1 9 は北里大学病院の西側となりまして、周りはほとんど北里大学の職員の駐車場となっております。先月の転用のときもそういうのがありまして、仕方ないのかなと思います。御審議のほど、よろしくお願いします。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号 5－1 7 については、南区担当の斉藤嘉之委員は本日欠席ですが、同委員から報告を受けております。3 月 1 6 日に現地調査に行きまして、雨水や土の流出、土留め等についても、周辺に影響がなく、問題はないとのことでございます。

続きまして、収受番号 5－1 0 6 9 及び 5－1 0 7 1 については、相模湖地区担当、青木齊委員、お願いします。

1 番（青木委員）

5－1 0 6 9 ですけれども、2 5 日に現地調査いたしました。境もはっきりできておりますけれども、この写真はいつ撮ったんでしょうかね。私が行ったときはもっときれいで、いつもきれいになっているときですけど、こんなになっているのは、今、写真を見てびっくりしたんですけれども、もっときれいに整地しておりまして、別に問題ない

と思います。

それから、５－１０７１ですけれども、二、三年前に、東側に大きな老人ホームというか、大きな建物ができまして、その間、西には人家がありますから、ここをどうするのかと思っていたんですけれども、今は梅の木が２０本ぐらい植わっているみたいです。上のほうがちょっとと思っておったんですけれども、これを売ってしまったら、出入口の上のほうをどうするのかなと思ったんですが、賃借権ということで、別に問題はないと思います。境もきれいにはっきりしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号５－１０７０については、津久井地区担当、八木拓美委員、お願いします。

１５番（八木委員）

３月２６日に長谷川推進委員と現地調査に行っていました。４１２号から１００ｍほど上っていくような感じの場所にありまして、そこに車をとめさせていただいて、さらに土手を上っていくような感じで、かなり高いところにあるような感じでした。多分、ずっと耕作されていなかったような土地でして、茅だのが結構あったので、これから整理されるのかなという形で、そこは業者がやられるのかなと思ったんですけど、１点気になったのが、予定地の下のほうに民家があるんですけれども、上っていったところが割と土手になっていまして、一応、コンクリートで擁壁を造るという形で予定はされているんですけれども、そのときに土が流れ出ないように、きちんと処理をしていただければなという印象を持ちました。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号５－１０７２については、藤野地区担当、加藤正博委員、お願いします。

３番（加藤委員）

３月２４日に天野委員と一緒に回ってきました。一応、この赤い線のところがその土地ですけど、最初のときに木が植わっていて、ちょっと見えなかったんですけど、現場へ行ってみて、木が植わっているのだけが邪魔で、あとは別に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（阿部会長）

それでは、これより質疑に入ります。

１２番（山口委員）

５－１７について確認したいんですけれども、現場の横にさがみの仲良し小道と表示されているんですけれども、これは遊歩道のようなものでしょうか。

事務局（武信総括副主幹）

緑道になります。

１２番（山口委員）

地元の人が結構、散歩とか……。

事務局（伊藤所長）

ここは前の畑かん水路です。そこの上を整備しまして、遊歩道にはなっているんですけども、結構、年数が経っていますので、周りも草や樹木が生えて、きれいに整備されている部分と、そうでない部分が残っています。

１２番（山口委員）

地元の人が結構歩くような場所ではないですか。

事務局（伊藤所長）

かなり、地元の方、散歩道という形でウォーキングをされているところにはなっています。

１２番（山口委員）

そういう場所でしたら、先ほど藤村委員が言ったみたいに、フェンスですが、あまり景観を壊すようなものはしてほしくないのと、できれば金網、そういうものにしてもらえればありがたいと思います。

以上です。

事務局（武信総括副主幹）

こちらのフェンスは金網のことになります。

１７番（藤村委員）

５－１８、１７は市の開発計画のエリアになっていますか。

事務局（武信総括副主幹）

５－１８ですか。

１７番（藤村委員）

５－１８は北側ですね。５－１７が南側になるけど、小松会病院の周りですよ。

事務局（武信総括副主幹）

A&Aの新磯野まちづくりの計画事業区域には入っている場所になります。

まだ、何らかの規制がある地区ではないので、申請が上がってくれば、農業委員会で審査して、農地転用を許可します。ただ、場所によっては、農業委員会から情報提供という形で、農地の転用許可を出しましたということは事業課には伝えております。

１７番（藤村委員）

はい。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

ないようですので、それでは、採決をさせていただきます。

議案第７４号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 7 議案第 7 4 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第 7 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程 9 議案第 7 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 8 議案第 7 5 号、日程 9 議案第 7 6 号につきましては、関連議案となりますので、2 議案を一括して議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（阿部会長）

御異議なしと認めます。

それでは、議案第 7 5 号、議案第 7 6 号を一括して議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、初めに本件の概要について説明いたします。議案第 7 5 号、議案第 7 6 号については、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置するものについて、太陽光パネルの支柱部分の転用面積とした第 5 条の転用許可申請と上部に設置する太陽光パネルに係る第 3 条による区分地上権設定の申請を許可するものでして、一括審議をお願いします。

本申請地は、農地所有適格法人である株式会社さがみこファームが利用権設定を受けている農地で、営農作目はイチジク、ブドウ、レモンを予定しております。設置に伴う作物等の影響については、太陽光パネルの支柱の高さは 2.8 m で、パネル下の作業スペースでは高さ 2 m を確保しており、農作業を効率的に行う空間を確保していること、パネル列の間隔は 2 m あり、作物の育成に適した日照量を確保できることから、営農に影響がないものと判断しました。

それでは、まず、議案第 7 5 号について説明します。11 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 7 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請収受番号 5－1073 は、相当とする理由があるので、農地法第 5 条第 3 項において準用する同法第 4 条第 3 項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和 7 年 3 月 27 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、12 ページ、13 ページを御覧ください。

収受番号 5－1073 は、借受人のたまエンパワー生活クラブ前戸発電株式会社が、貸出人 4 名が所有し、耕作者として株式会社さがみこファームが利用権を設定している緑区青野原の農地、7 筆、6,849 m²のうち 10.74 m²に賃借権を設定して、営農型発電設備の太陽光パネルの支柱部分について一時転用許可をするものです。期間は令和 7 年 3 月 31 日から令和 17 年 3 月 30 日までの 10 年間です。現地の状況につきまし

ては、スクリーンを御覧ください。案内図は28ページを御覧ください。農地区分は農用地区域内農地です。営農型発電設備の設置により転用する場合は、国からの通知により、支柱部分や周辺機器の設置部分を転用面積として取り扱うこととされており、本申請での支柱1本当たりの面積は0.0314㎡で、支柱の本数は306本、引込柱が1本とキュービクル1台で、転用面積は合計で6,849㎡のうち10.74㎡となります。隣接地への被害防除につきましては、農地全体は転圧のみで、雨水は敷地内浸透の計画となっております。申請地は相模原市立青和学園の東約1.9kmです。

続きまして、14ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1022から3-1025は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和7年3月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、15ページ、16ページを御覧ください。

収受番号3-1022から3-1025は、権利設定者のたまエンパワー生活クラブ前戸発電株式会社が、緑区青野原の農地、7筆、6,849㎡について、営農を継続しながら、その上部に太陽光パネルを設置することに伴い、区分地上権を設定するものです。現地の状況、案内図、申請理由については、議案第75号と同じですので、割愛させていただきます。

なお、審議の結果、許可することを決定した場合、第5条の一時転用許可申請と第3条の区分地上権設定の許可は同日付で許可します。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号5-1073、3-1022から3-1025については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いいたします。

16番（菱山委員）

3月22日に加藤推進委員と現地調査へ行ってきました。場所は国道413号から北に向かって段々畑になっている中段ぐらいになります。写真を見てもらうと分かるんですけど、その下が前から株式会社さがみこファームが発電施設の下でブルーベリー栽培をやっているところです。年1回は必ず見に行くんですけど、なかなかきれいに栽培してしまして、ポット栽培ですけど、しっかりしているので、申請のところでも、ほかの樹木をやる予定ですけど、この下でやっているブルーベリー栽培を見ていると、しっかりやってくれると思うので、まして、この地域は遊休農地ばかりが増えていまして、渡りに舟ではないですけど、これだけやってくれば、もっと増やして、その周りもまだありますので、そこら辺、だんだん増やしていくのではないかと思いますので、皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

菱山委員はプラスに評価されているんですけど、世の中で成功したという話の中で、ブルーベリーという話は出ています。それがどのくらいうまくいっているかというのは私もよく分からないんですけど、ただ、イチジク、ブドウ、レモンという話はあまり聞いていないので、この営農型発電というのに関して、これが始まったときは、政府もやりましょうという話だったんですけど、その後で、生産高というのか、それについては厳しく見る、きちんと見ましょうというような話になっているので、イチジク、ブドウ、レモンというので勝ち目があるというか、どうぞおやりくださいというのはいいんですけど、その後、どのくらい生産があると見積もっているんでしょうね。

事務局（伊藤所長）

まず、日照問題から考えて、今回、さがみこファームはイチジク、ブドウ、レモンを選定したようです。ただ、ブドウについては、既存の施設で、現に太陽光の下で育成しています。今、2年木になるんですけども、毎年、現地の育成状況を調査、確認することになっていまして、この1月に菱山委員と見た感じでは、私、個人的には、ちょっとまだ細かいかなと感じました。青野原地区は、夏場は日照もよく暖かいんですけども、冬場はどうしても霜が降りたり、寒暖の差が多いところになります。菱山副会長と現地確認に行ったときに、ちょうど作業員の方がいまして、菱山副会長に結構相談をしていました。その中で、今回、レモンと挙げてはいるんですけども、霜が降りたりすると厳しいと思うという助言もしていただいています。その中で、万が一、育成が難しいことがあれば、違う品目に変えていこうかなということは話の中でもありました。実際問題、今の段階で、業者側としては、イチジク、ブドウ、レモンということを出していますが、これがうまくいかない場合について、作物の変更は認められることになっておりますので、その際には、当然、事務局にも相談するようにということで話をしております。

以上です。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

それでは、ないようですので、ただいま2議案を一括して説明を行いました。採決についても一括とすることで御異議ございませんか。

〔 異議なしの声 〕

議長（阿部会長）

御異議なしと認めます。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 75 号、議案第 76 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 8 議案第 75 号、日程 9 議案第 76 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程１０ 議案第７７号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続きまして、日程１０議案第７７号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、１７ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第７７号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号６－４８及び６－１０６９から６－１０７２は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているので、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和７年３月２７日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、１８ページから１９ページを御覧ください。

本議案は、地権者と耕作者との相対で利用権設定をするものです。本庁管内の１件について説明いたします。

整理番号６－４８は、耕作者変更に伴い、利用権を設定するもので、対象の農地は、１筆、８３３㎡となります。契約期間は３年９か月、利用目的としては、ホウレンソウ、コマツナなど露地野菜を栽培する予定です。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、整理番号６－１０６９は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は３０ページを御覧ください。契約期間は３年９か月、件数は１件で、２筆、面積は６,５９４㎡です。

続きまして、整理番号６－１０７０は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は３２ページを御覧ください。契約期間は３年９か月、件数は１件で、１筆、面積は１,０３８㎡です。

続きまして、整理番号６－１０７１は、解除条件付法人である借人が新たに利用権を設定するものです。案内図は３４ページ、３５ページを御覧ください。契約期間は３年９か月、件数は１件で、４筆、面積は５,４３４㎡です。

続きまして、整理番号６－１０７２は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は３７ページを御覧ください。契約期間は３年９か月、件数は１件で、３筆、面積は１,３２０㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

１７番（藤村委員）

６－１０７１、この方は借手の耕作面積がゼロということで、土地の借り方を見ると、真面目にやりそうな感じで借りられているんですが、農業経験はあるんでしょうか。

事務局（伊藤所長）

こちらは、今回、新規で農業参入してきた法人です。農政課とこの法人と農地の所有者との３者契約により、解除条件付で農業参入してくる法人です。この法人の中には、当然、農業経験者もおりまして、そうでないと解除条件付の３者契約もできませんので、それを認めた形です。実際にどういったものをやるかといいますと、野菜としては露地野菜を中心に、トマト、ナス、カボチャなどを栽培していく予定ですが、この法人について説明いたしますと、長竹にあります生物科学という会社が元の法人です。以前にヤギを用いて農地の雑草を刈り取るということで、ヤギの育成場所として資材置場という名目で転用許可を取った会社ですけれども、いろいろな方面に生物の能力を使えないかということを研究している会社でして、今回、昆虫ですけれども、アメリカミズアブ、アブといいますか、簡単に言うとハエですけれども、それを用いて食品残渣をハエの餌にして、そこからさらに出てきた残渣や、いわゆるふんは肥料になるらしいんです。実際に会社としては研究成果は出ておりまして、実際、農地でその肥料を使って作物を作れないかということで、実際に作物を作っていきたいということで、今回の農地の利用権設定となっております。

１７番（藤村委員）

要するに、農政課が絡んで、しっかりチェックしているということですね。

事務局（伊藤所長）

はい、そのとおりです。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第７７号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程１０議案第７７号は、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 1 議案第 7 8 号 相模原市農地利用最適化推進委員の委嘱について

て

議長（阿部会長）

続きまして、日程 1 1 議案第 7 8 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、20 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 7 8 号 相模原市農地利用最適化推進委員の委嘱について。農業委員会等に関する法律第 1 7 条第 1 項により、本市農業委員会の農地利用最適化推進委員を委嘱する。令和 7 年 3 月 2 7 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、21 ページを御覧ください。

こちらの一覧につきましては、農業団体からの推薦 20 名及び公募 2 名の合計 22 名から、3 月 1 3 日に行われた選考委員会で、審査項目に従い、選考した 20 名でございます。選考結果を基に 20 名を農地利用最適化推進委員として委嘱するものとして、本日の総会で提案するものです。緑区橋本・大沢地区につきましては、小山昌悟さん、小俣章洋さん。中央区につきましては、中島幸平さん、井上直樹さん、佐藤晴信さん。南区につきましては、戸部陽一郎さん、丸塚正眞さん、中島良司さん、古木幸一さん。城山地区につきましては、落合孝二さん、押田一雄さん。津久井地区につきましては、高城恭司さん、奈良法行さん、柳川敏彦さん、長谷川晃さん。相模湖地区につきましては、榎本幸雄さん、岡本正美さん。藤野地区につきましては、守屋喜市さん、倉田泰明さん、倉田典昭さんとなっております。

以上 20 名の農地利用最適化推進委員の委嘱について、御承認をお願いするものでございます。なお、委嘱につきましては、4 月 1 4 日を予定しております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 7 8 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 1 1 議案第 7 8 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 2 議案第 7 9 号 令和 8 年度農業税制改正要望事項について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 1 2 議案第 7 9 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、22 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 7 9 号 令和 8 年度農業税制改正要望事項について。神奈川県農業会議からの依頼により、「令和 8 年度農業税制改正要望事項」を提出する。令和 7 年 3 月 2 7 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、23 ページを御覧ください。

令和 8 年度県農林業施策並びに予算に関する要望のうち、税制改正要望事項につきましては、県への施策要望、予算要望等の提出より先に、3 月末までに県農業会議への提出が求められています。税制改正要望事項につきましては、全員協議会、相模原市農地利用最適化推進委員連絡会で御説明し、協議を経て提案するもので、昨年度要望したものがまだ実現されていないことから、継続して要望するものとし、相続税・贈与税で 2 点、地方税である固定資産税、都市計画税に関する内容で 2 点の計 4 点を要望するものです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 7 9 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 1 2 議案第 7 9 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 3 議案第 8 0 号 相模原市農業委員会規程の一部を改正する規程 について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 1 3 議案第 8 0 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、2 4 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 8 0 号 相模原市農業委員会規程の一部を改正する規程について。相模原市農業委員会規程の一部を改正する。令和 7 年 3 月 2 7 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2 5 ページから 3 0 ページを御覧ください。

この議案は、総括主幹の設置に伴う職の設置に係る規定及び職務に係る規定の改正、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律の改正に伴う事務分掌に係る規定の改正及び市長の権限に属する事務の一部を農業委員会に委任する規則の一部を改正する規則による市長の権限に属する事務の一部を農業委員会に委任する規則の改正に伴う同規則の条項を引用する規定の整理をすることについて変更する必要があるため、農業委員会規程の一部を改正するものです。

改正箇所は、第 1 1 条及び第 1 5 条では班長職としての担当課長を総括主幹に変更します。

また、第 1 6 条では、農地中間管理事業法の規定により、その権限に属する事務について新設し、一部、号数に変更が生じております。

第 1 7 条では、相対による利用権の廃止に伴い、一部号数に変更が生じております。

なお、新旧対照表がありますので御確認ください。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 8 0 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 1 3 議案第 8 0 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 4 議案第 8 1 号 相模原市農業委員会事務専決規程の一部を改正

する規程について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 1 4 議案第 8 1 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、3 1 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 8 1 号 相模原市農業委員会事務専決規程の一部を改正する規程について。相模原市農業委員会事務専決規程の一部を改正する。令和 7 年 3 月 2 7 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、3 2 ページから 3 7 ページを御覧ください。

この議案は、農業委員会の権限に属する事務の専決等の事務処理について、必要な事項を定める相模原市農業委員会事務専決規程の一部を改正するもので、総会で報告する証明の扱い等について整理するほか、行政組織の改編に伴う規定の改正を行うものです。

改正箇所は、第 2 条第 1 0 号、第 8 条及び第 9 条は、行政組織の改編に伴う班長職としての担当課長の廃止と総括主幹の設置を反映させたものです。

また、第 4 条第 1 項第 2 号は、事務局長の服務に係る専決について追加するものです。

第 4 条第 2 項は、総会で報告する案件を整理するものです。

第 1 3 条は、決済責任者等が不在の場合の代決について整理するものです。

なお、新旧対照表がありますので御確認ください。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 8 1 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 1 4 議案第 8 1 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 15 議案第 82 号 事務局職員の退職について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 15 議案第 82 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、38 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 82 号 事務局職員の退職について。令和 7 年 3 月 31 日付けをもって辞職したい旨の願いが相模原市農業委員会会長あてに提出されたので、退職とする。辞職をしようとする者、氏名 前田康行。職種 事務職員。辞職の理由 自己都合。令和 7 年 3 月 27 日提出。相模原市農業委員会会長。

本議案については、前田康行事務局長兼次長から、自己都合により辞職願が会長に提出されたことに伴うものです。農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項で職員は農業委員会が任命すると規定されておりますが、相模原市農業委員会事務専決規程第 4 条第 1 項第 1 号で、管理職以外の職員については会長専決となっていることから、管理職職員の任免について提案するものです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 82 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 15 議案第 82 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 16 議案第 83 号 事務局職員の任免について

議長（阿部会長）

続いて、日程 16 議案第 83 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、39 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 83 号 事務局職員の任免について。令和 7 年 4 月 1 日付けで、次のとおり事務局職員を任免する。事務職員 菊地原 央。相模原市農業委員会事務職員に任命する。農業委員会事務局長兼次長に補する。事務職員 山下 淳。相模原市農業委員会事務職員に任命する。農業委員会事務局津久井事務所長に補する。事務職員 伊藤和彦。市長事務部局へ出向を命ずる。令和 7 年 3 月 27 日提出。相模原市農業委員会会長。

本議案については、菊地原央新事務局長兼次長及び山下淳新津久井事務所長の任命、また、伊藤和彦現津久井事務所長の出向に関するもので、農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項で職員は農業委員会が任免すると規定されておりますが、相模原市農業委員会事務専決規程第 4 条第 1 項第 1 号で、管理職以外の職員については会長専決となっていることから、管理職職員の任免について提案するものです。なお、事務局職員全体の体制につきましては、後ほど全員協議会で説明いたします。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 83 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 16 議案第 83 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 17 報告第 76 号 農地所有適格法人の報告について

日程 18 報告第 77 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について

日程 19 報告第 78 号 非農地証明書の発行について

日程 20 報告第 79 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 21 報告第 80 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

事務局からの補足説明はないとのことでありますので、皆様方から御発言がありましたら。

17 番（藤村委員）

45 ページから始まっているんですが、47 ページについて、先ほど営農型発電ということで出てきて、農業の売上げがこれだけあるというのは喜ばしいことだけど、突然、金額が出てきていませんか。その前あたりはゼロ円とか何か、違っていましたか。よく分からないけど、準備中とかいう話をずっと聞いていて、面積当たり、随分、売上げが高いので、頑張っていることに関してどうこう言うことはないですけど、観光農園ということで営業成績がいいのか。それともう一つは営農型の発電のほうは入っているのか入っていないのか、その 2 点です。

事務局（伊藤所長）

まず、売上高ですけれども、先ほどゼロ円というお話がありましたが、今、表の中で 2 年前の実績、315 万云々ありますけど、その前の年はゼロ円でした。それはブルーベリーを始めたとき、2 年木を使っていまして、この 315 万円というのも 3 年目のときの数字で、ブルーベリーに関しては 4 年目から本格収穫ができるらしいんですけど、その 4 年目が 1 年前の実績 926 万円になります。昨年は猛暑が続きましたので、その影響で、やはり収穫量は減っていたということで、799 万円という金額になっており

ます。その下の翌事業年度というのは事業者から出ている数字ですので、それに関しては事業者側の見込みになりますので、そこについては何とも言えません。

発電に関する費用は、当然、この中には入ってきませんし、その事業主はさがみこファームではなくて、売電をしている業者はたまエンパワーという別会社になりますので、売電とはまるきり別物です。

１７番（藤村委員）

多分、ブルーベリーの売上げにしては多く感じるんだけど、観光農園の収入と見ていいんですか。

事務局（伊藤所長）

観光農園も運営しておりますので、ブルーベリーの出荷販売と観光農園部分、両方は農業収入となっていくしますので、ここに出てきます。

１７番（藤村委員）

分かりました。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

ほかに御発言はございませんか。

事務局、いいですか。

事務局（伊藤所長）

いいです。

議長（阿部会長）

それでは、御発言がございませんので、以上で日程１７報告第７６号から日程２１報告第８０号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

冒頭、御挨拶で申し上げましたが、ここで３年が経過したわけですね。その前から委員をなされている方、また、その前からもなされている方、おられるわけでございますが、何にしても、農業委員の皆様、この３年間、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

農業委員会の活動の中で、総会での審議では活発に御意見を戦わせていただいたわけでございます。それから、農地のあっせんであったり、新規就農への支援の関係、荒廃農地に関わる遊休農地の解消に向けての御熱心な取組をしていただきました。草刈り、豆作り、それからその加工、こういうものをやっていただきました。本当にありがとうございました。感謝申し上げます。

各委員の皆様、地域では、それぞれ本当にいろいろなお役に就いていらっしゃるんだろうと思います。そうした中で、農業に関わる農業委員会活動、地道な活動だと思います。すぐに何か解決できるという問題が少ないものです。そういうところでは地域を挙げて、地域の皆さん、農業者、いろいろな方々の御意見をいただきながら進めなければいけないところではありますが、そうしたところに、皆さん、御尽力、御努力されているところであったと思います。本当にありがとうございます。

今後とも引き続き、相模原だけでなく、地域農業、どこでもそうですが、まだまだ

課題は多くあると思います。そうした中で、活動を少しでも前に進めていかれるような内容に取り組んでいただければと思います。

また、この後にも、委員として活動される方もおられます。せんだって、市の本会議でも、次なる農業委員の議決がされ、承認されておりますが、そうした中で、また、よろしく願います。

何にしましても、委員の皆様、3年間、本当にお疲れさまでございました。また、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

新委員の皆様につきましては、4月1日火曜日に人事発令式が行われる予定になっています。8時20分に市役所本館2階理事者控室にお集まりいただくようになります。

また、第1回の総会につきましては、午前9時20分から開催する予定となっております。開催場所は市民会館3階第1大会議室となっております。

それでは、以上をもちまして、相模原市農業委員会第37回総会を終了いたします。